

○ 国営土地改良事業にかかる換地関係業務について（昭和49年7月12日付け49構改B第1233号農林省構造改善局長通知）一部改正新旧対照条文
 （下線の部分は改正部分）

改正後	現行（最終改正：平成12年11月21日付け12構改B第1109号農林水産省農村振興局長通知）
<p>(別紙)</p> <p>国営土地改良事業にかかる換地関係業務の取扱要領</p> <p>第1 国営土地改良事業計画の決定前の換地関係業務</p> <p>1 換地計画の要領等の作成</p> <p>地方農政局長（北海道にあつては<u>国土交通省</u>北海道開発局長、沖縄県にあつては<u>内閣府</u>沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、次に掲げる事項を定めるに当たっては、都道府県、市町村及び地元推進委員の協力を得て、あらかじめ換地計画実施要領（昭和49年7月12日付け49構改B第1232号農林省構造改善局長通知）第2の2の(1)及び3によって換地設計基準並びに土地評価及び清算の方法を定め、これに基づいて策定するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 非農用地取込等に関する処理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方農政局長は、換地を伴う国営土地改良事業を法第87条の2の規定により実施しようとする場合又は換地を伴う国営土地改良事業につき法第88条の規定によりその計画の変更を行おうとする場合であつて、当該事業に係る計画概要に実施要領第2の1の(2)のイに掲げる事項の処理が含まれる場合には、当該各事項に係る内諾書を徴するものとする。</p> <p>第2 国営土地改良事業計画の決定後国の行う換地関係業務</p> <p>1 登記所への施行届</p>	<p>(別紙)</p> <p>国営土地改良事業にかかる換地関係業務の取扱要領</p> <p>第1 国営土地改良事業計画の決定前の換地関係業務</p> <p>1 換地計画の要領等の作成</p> <p>地方農政局長（北海道にあつては北海道開発局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、次に掲げる事項を定めるに当たっては、都道府県、市町村及び地元推進委員の協力を得て、あらかじめ換地計画実施要領（昭和49年7月12日付け49構改B第1232号構造改善局長通知）第2の2の(1)及び3によって換地設計基準並びに土地評価及び清算の方法を定め、これに基づいて策定するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 非農用地取込等に関する処理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方農政局長は、換地を伴う国営土地改良事業を法第87条の2の規定により実施しようとする場合又は換地を伴う国営土地改良事業につき法第87条の3の規定によりその計画の変更を行おうとする場合であつて、当該事業に係る計画概要に実施要領第2の1の(2)のイに掲げる事項の処理が含まれる場合には、当該各事項に係る内諾書を徴するものとする。</p> <p>第2 国営土地改良事業計画の決定後国の行う換地関係業務</p> <p>1 登記所への施行届</p>

法第113条の4第1項の規定による管轄登記所に対する施行届は、農地開発事業実施要領第1の2の(5)で定める別記様式第7号の開発予定地域内における土地に関する権利の実態又は国営農地再編整備事業地区調査実施要領（平成元年7月7日付け元構改C第488号農林水産省構造改善局長通知）第5の(1)の③若しくは国営緊急農地再編整備事業地区調査実施要領（平成20年4月1日付け19農振第2080号農林水産省農村振興局長通知）第5の(1)の③に基づき土地所有状況を把握した一筆調書、予定受益者の事業実施に対する同意書等をもとにして作成した各筆調書、国有地調書、土地改良事業計画の現形図、計画図及び事業施行地域並びに相対売買の実施状況を参考にして作成する。

なお、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）第49条第1項第5号の事業、土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成元年政令第216号）附則第2条第1項の規定に基づきなお効力を有するものとされ若しくは同令附則第3条第1項の規定に基づきなお従前の例によるものとされる同令による改正前の土地改良法施行令（以下「平成元年改正前令」という。）第49条第1項第2号の2の事業と第2号の5の事業を併せて施行する場合又は土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成12年政令第436号）附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされ若しくは同令附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされる同令による改正前の土地改良法施行令（以下「平成12年改正前令」という。）第49条第1項第3号に規定する事業が施行される場合の施行届については、区画整理事業と農用地造成事業とを区別することなく作成することとする。ただし、法第117条の規定による区（以下「換地区」という。）を設けている場合には、換地区ごとに施行届を作成することを要する。

法第113条の3第1項の規定による管轄登記所に対する施行届は、農地開発事業実施要領第1の2の(5)で定める別記様式第7号の開発予定地域内における土地に関する権利の実態又は国営農地再編パイロット事業地区調査実施要領（平成元年7月7日付け元構改C第488号構造改善局長通知）第5の(1)の③に基づき土地所有状況を把握した一筆調書、予定受益者の事業実施に対する同意書等をもとにして作成した各筆調書、国有地調書、土地改良事業計画の現形図、計画図及び事業施行地域並びに相対売買の実施状況を参考にして作成する。

なお、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）第49条第1項第5号の事業、土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成元年政令第216号）附則第2条第1項の規定に基づきなお効力を有するものとされ若しくは同令附則第3条第1項の規定に基づきなお従前の例によるものとされる同令による改正前の土地改良法施行令（以下「平成元年改正前令」という。）第49条第1項第2号の2の事業と第2号の5の事業を併せて施行する場合又は土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成12年政令第436号）附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされ若しくは同令附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされる同令による改正前の土地改良法施行令（以下「平成12年改正前令」という。）第49条第1項第3号に規定する事業が施行される場合の施行届については、区画整理事業と農用地造成事業とを区別することなく作成することとする。ただし、法第117条の規定による区（以下「換地区」という。）を設けている場合には、換地区ごとに施行届を作成することを要する。